

久喜市こども計画の策定について

1 概要

現行の「第2期久喜市子ども・子育て支援事業計画」は、「市町村子ども・子育て支援事業計画」、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「市町村行動計画」及び「子どもの貧困対策推進計画」の3つの計画を合わせた総合計画として策定されています。当該計画の計画期間は令和2年度から5年間となっており、令和6年度に計画の最終年度を迎えることから、次期計画の策定に向け、ニーズ調査及び計画策定業務を行う必要があります。

また、令和5年4月1日から施行された「こども基本法」第10条第2項において、市町村はこども大綱（令和5年12月22日閣議決定）を勘案して、こども施策についての計画（市町村こども計画）を定めるように努めることとされており、同条第5項には、市町村こども計画は、既存の各法令に基づくこども施策に関する計画と一体のものとして作成することができる」と規定されています。

このようなことから、本市において新たに策定する計画は、現行計画に規定している各計画を包含し、こども基本法に基づく「久喜市こども計画」として策定することで考えております。

■こども基本法（抄）

（都道府県こども計画等）

第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

2 計画に係る調査について

計画の策定にあたり、その資料とするため、今後、下記の調査を実施する予定です。①・②については、令和5年度第2回久喜市児童福祉審議会において委員の皆さまのご意見をお伺いした後、令和5年度中に実施いたします。

③・④については、令和6年度に実施するものとし、委託事業者と実施方法等を検討した後、次回以降の審議会において委員の皆さまに内容をご提示させていただく予定です。

調査の種類	調査対象者	件数
① 子ども・子育て支援に関するアンケート調査 (ニーズ調査)	就学前児童の保護者	2,000件
	小学1・2年生の保護者	700件
② 子どもの生活状況調査 (子どもの貧困対策の推進に関する調査)	小学5年生及び中学2年生 生全児童生徒	各1,200件
	上記児童生徒の保護者	各1,200件
③ 日頃から様々な子どもと接する機会が多い 関係機関・団体等を通じ、生活に困窮している 家庭の子どもやその保護者、家事・育児や 介護が必要な家族をケアしている子ども、そ の家庭が必要としている支援のニーズを把握 するための調査)	※委託事業者と協議・調整予定	
④ こども基本法第11条に基づくこども等の 意見を反映するための調査及び次世代育成 支援対策推進法等、こども大綱に基づく計画 の策定に必要な調査等	※委託事業者と協議・調整予定	

3 各調査(令和5年度分)の実施概要

①子ども・子育て支援に関するアンケート調査(ニーズ調査)

実施時期：令和6年1月下旬～2月22日(木)

依頼方法：住民基本台帳から無作為抽出をした就学前児童の保護者(2,000名)及び小学1・2年生の保護者(700名)あてに郵送にて依頼

回答方法：郵送(返信用封筒)もしくはWeb回答

②子どもの生活状況調査(子どもの貧困対策の推進に関する調査)

実施時期：令和6年2月上旬～2月22日(木)

依頼方法：教育委員会を通じ、各学校長あてに依頼

回答方法：児童・生徒は在籍学校においてW e b 回答を行う。

保護者は各家庭においてW e b 回答を行う。(W e b 回答が不可の方に対しては個別対応)

備考：令和5年6月に、県において同調査を市内4校（菖蒲小・栗橋南小5年、久喜南中・鷲宮西中2年）に対して実施済である。県の調査結果が市に提供されることから、今回、市では県と同じ項目について調査を行い、両者の調査の結果を併せて市の計画策定のための基礎資料とする。

4 今後のスケジュールについて

令和6年				令和7年		
～3月	～6月	～9月	～12月	1月	2月	3月
	調査・分析					
	現行計画の評価・点検					
	量の見込み把握・目標量検討					
	骨子案	素案				
				パブリック・コメント		

※今後の児童福祉審議会の開催は令和5年度に1回、令和6年度に5～6回を予定